

告 示

埼玉県告示第千十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

蕨都市計画道路三・四・十蕨駅前通り西口線、三・五・十九錦町前谷線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・四・十蕨駅前通り西口線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

蕨市中央一丁目、三丁目、四丁目、五丁目、錦町一丁目の各一部

（三・五・十九錦町前谷線）

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、蕨市都市整備部まちづくり推進室

四 縦覧期間

平成二十七年九月一日から平成二十七年九月十五日まで